

台風等、非常時における登校について

三重県立松阪商業高等学校

1. 日課が午後に及ぶ（平常授業等）場合

【1】午前6時の時点で、

「津市、松阪市、明和町、多気町（三重県中部地方）」、

「伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町（三重県伊勢志摩地方）」

「大台町、大紀町、紀北町（三重県紀勢・東紀州地方）」

「居住地（上記以外から通学している生徒のみ）」

の、いずれかの市町に『暴風警報』、『暴風雪警報』および『特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）』『南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）』（以下「**暴風警報等**」という）のいずれかが発令されている場合

⇒ 登校をみあわせる。

【2】上記1の警報等が

- ① 午前11時までに上記全ての市町で『**暴風警報等**』が解除された場合（解除後、2時間の余裕をもって授業を始める。） → 生徒は安全を確認した上で登校する。

授業開始時間はきずなネット等で連絡する。

※ただし、道路や橋の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の生徒、または交通機関の不通・混乱等により登校が困難な地域の生徒については登校しないこと。

- ② 午前11時の時点で上記いずれかの市町で上記『**暴風警報等**』が発令中の場合

⇒ 「臨時休業」（登校しない）

2. 日課が午前のみ（考査期間中等）の場合

【1】午前6時の時点で、

「津市、松阪市、明和町、多気町（三重県中部地方）」、

「伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町（三重県伊勢志摩地方）」

「大台町、大紀町、紀北町（三重県紀勢・東紀州地方）」

「居住地（上記以外から通学している生徒のみ）」

のいずれかの市町に『**暴風警報等**』のいずれかが発令されている場合

⇒ 「臨時休業」（登校しない）

※登校については、地域によって状況が異なることから、安全を最優先に対応して下さい。

●学校からの緊急連絡は「きずなネット」「Google Classroom」で配信をします
かならず確認してください

●三重県立松阪商業高等学校（代表） 電話：0598-28-3011

●防災みえホームページ <http://www.bosaimie.jp>

警報や注意報の発令状況や鉄道など交通機関の運行の様子を知ることができます

生命・身体の安全を最優先に対応して下さい。